

令和2年 7月 9日

保護者様

京都市立桃陽総合支援学校

校長 石原 廣保

気象警報発令に際する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

『京都南部』または「京都市」に、『特別警報』が発令の場合

下校から午前0時までに「特別警報」解除された場合	通常通り授業
午前0時から登校までに「特別警報」解除された場合	当日を臨時休業
在校中に「特別警報」が発令された場合	直ちに臨時休業とする 下校の安全が確認できるまで、原則として児童、生徒は学校で待機

『京都南部』または「京都市」に、『暴風警報』が発令の場合

※台風以外により「大雨警報」、「洪水警報」又は「大雪警報」が「京都市」に発令されている場合などは、気象情報の状況によって、別途お知らせいたします。

午前8時までに「暴風警報」が解除された場合	通常通り授業
午前9時までに「暴風警報」が解除された場合	3校時から授業 小学部（10：45～） 中学部（10：40～）
午後0時までに「暴風警報」が解除された場合	5校時から授業 小・中学部（13：15～）
午後0時以降「暴風警報」が発令中の場合	臨時休業

☆「大雨洪水警報」の場合は、平常通り授業があります。お間違えのないようお願いします。

土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれることから、本校の所在学区である藤城学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

令和2年 7月 9日

保護者様

京都市立桃陽総合支援学校

校長 石原 廣保

地震に対する非常措置についてのお知らせ

京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますのでテレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には、電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難になることが予想されます。学校からは可能な範囲で学校ホームページやメール配信等でお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いします。

※京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、以下の通り、次の登校日を臨時休業とします

下校後、深夜0時まで発生した場合	翌日を臨時休業
深夜0時以降、登校までに発生した場合	当日を臨時休業
休業日、休業前日に発生した場合	原則として休業明けの登校日を臨時休業

※安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページ・メール配信等により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまでは学校に残ることとし、安全が確認できれば帰院します。
また下校時間を変更することがあります。